

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令
参照条文

○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律(令和四年四月六日法律第十六号)

(抄)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び次条第三項の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。